第１１　建　築

建築物の確認・許認可等に関する取組

（１）建築物の確認許可状況

行政庁や確認検査機関は、建築基準法に基づき、建築工事の着手前に建築主から提出される建築計画について、建築物の敷地、構造、設備及び用途規制等に関する建築基準関係規定に照らし、適合性を審査しています。また、建築物の工事中や完成後に検査を行うことにより、建築物の安全性の確保や市街地環境の整備に努めています。

法令の規制により原則的に建築できない建築物に関しては、その公益性などを考慮して特例的に建築を認める許可、認定等を行政庁において行っています。

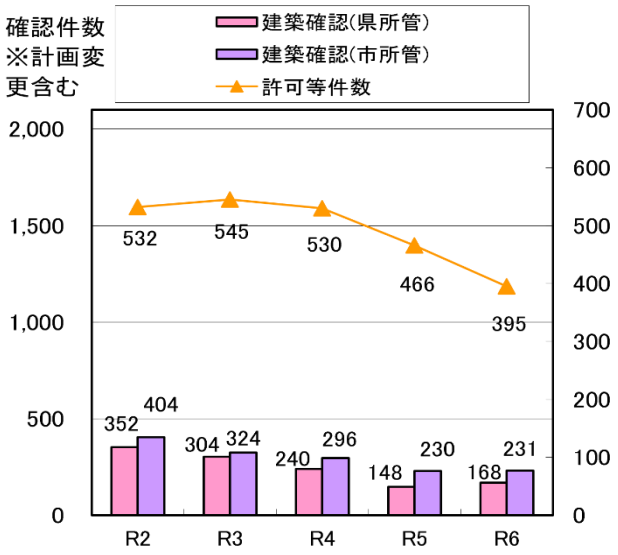

建築確認及び許可等件数の推移（行政分）

（許可等は行政のみが行う）

［年度計］

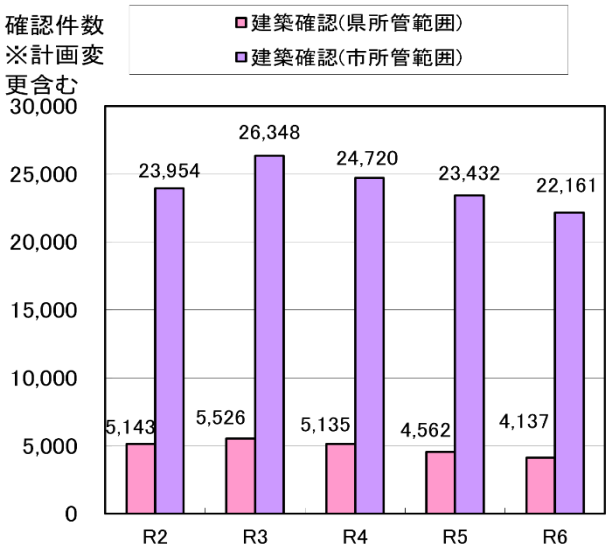

建築確認件数の推移（指定確認検査機関分）

「年度計」

建築基準法に基づく確認、許可の事務は、本庁においては建築指導課が、出先機関においては関係土木事務所（印旛、成田、香取、海匝、山武、長生、安房、君津）が行っています。なお、特定行政庁は、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市及び成田市の１４市で、小規模建築物等の事務を行う特定行政庁（限定特定行政庁）は、鎌ケ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、白井市及び印西市の７市です。

（２）建築物の着工状況（建築着工統計調査）

建築着工統計の調査を行っております。近年の新設住宅の着工状況は以下のとおりです。

新設住宅の着工戸数の推移　［暦年計］

年	R3	R4	R5	R6	R7
戸数（戸）	45,042	47,800	44,540	44,008	38,141

建築行政区域図（令和８年４月１日現在）

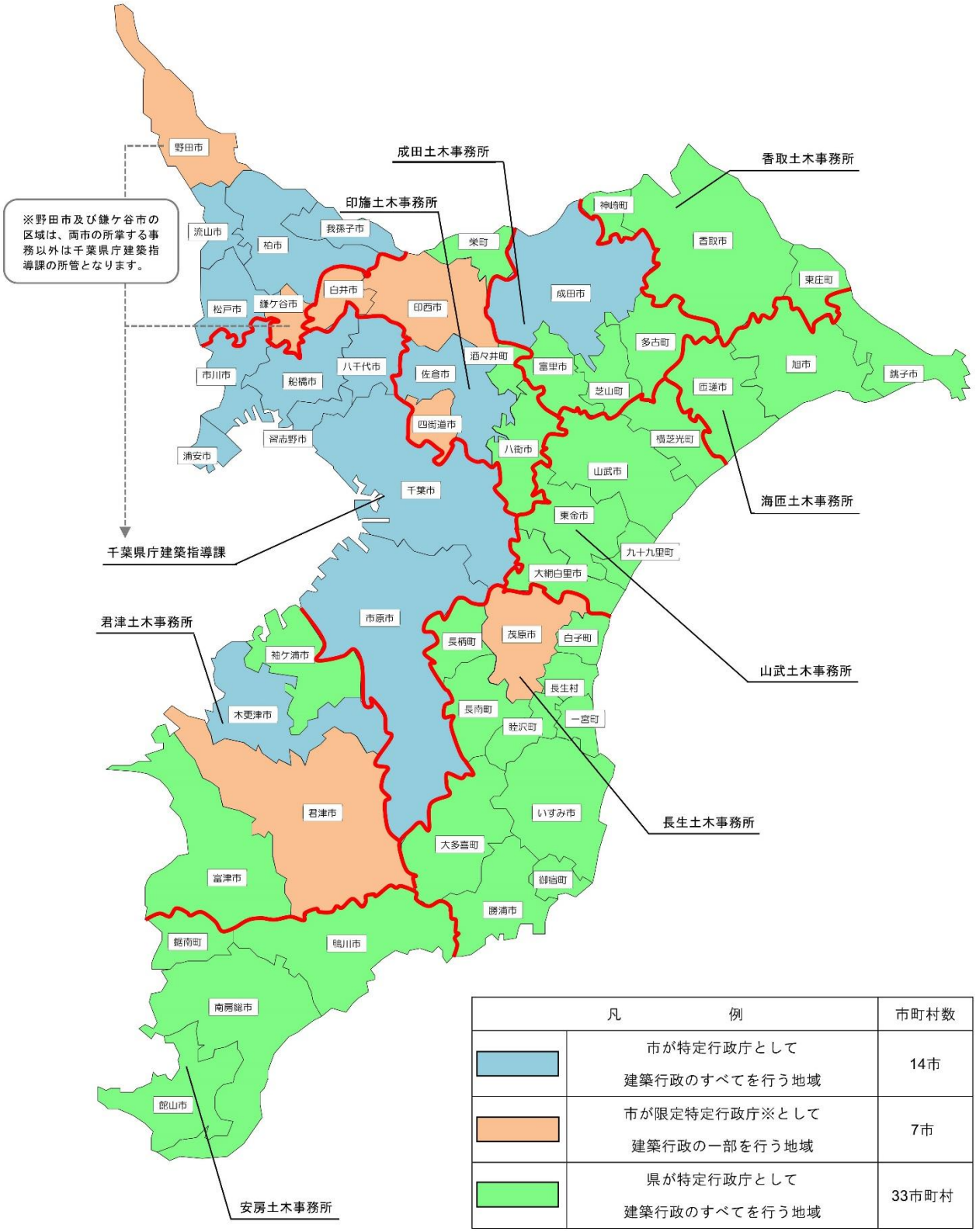

凡　　例		市町村数
	市が特定行政庁として 建築行政のすべてを行う地域	14市
	市が限定特定行政庁※として 建築行政の一部を行う地域	7市
	県が特定行政庁として 建築行政のすべてを行う地域	33市町村

※建築基準法第97条の2の規定により建築主事をおく市町村をいう。

千葉県建築行政マネジメント計画の推進

建築行政を取り巻く変化に対応し、建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備するため、令和８年３月に「千葉県建築行政マネジメント計画（第４次）」を策定し、設計施工段階の建築物の適法性の確保等に向けた取組を実施しています。

違反建築物の未然防止に関する取組

住み良いまちづくりを目指し、秩序ある都市環境・住環境を形成するため、市町村及び建築関係団体の協力を得て建築パトロールを実施しています。

また、建築監視モニター制度を活用して違反建築物の未然防止や早期発見に努めています。

建築士・建築士事務所・浄化槽工事業者の登録等

建築士法に基づく二級建築士・木造建築士の登録及び建築士事務所の登録並びに浄化槽法に基づく浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者の登録等を行っています。

また、建築士事務所の立入調査を実施し、開設者、管理建築士に対して適正な業務の指導を行っています。

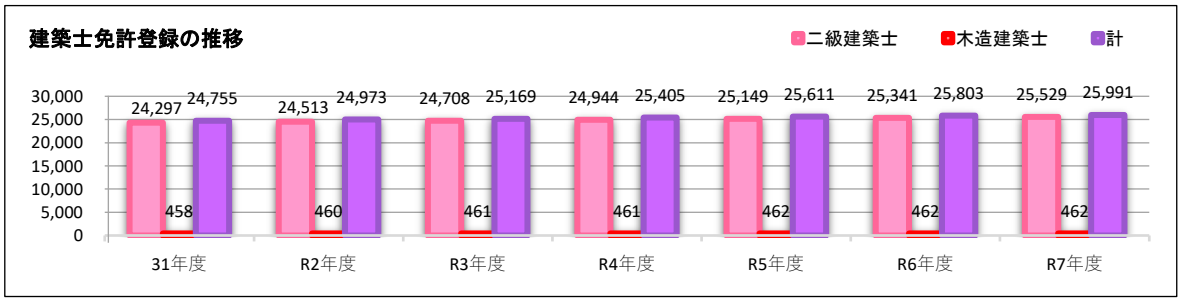

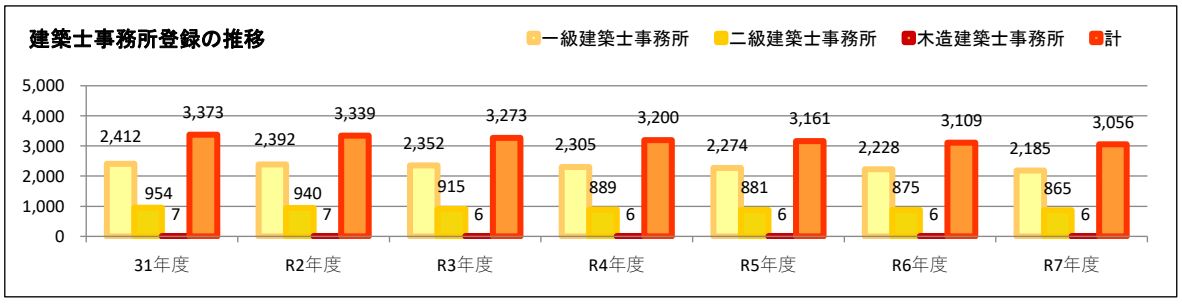

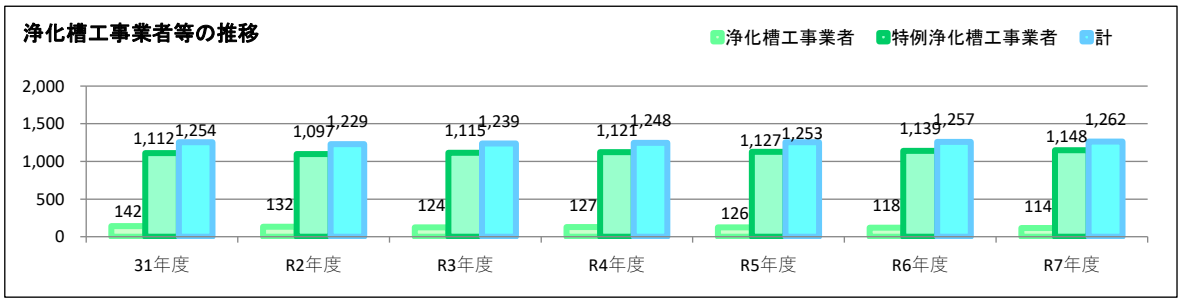

建築防災に関する取組

建築物の火災や地震などの災害に対応するため、建築物の適正な維持保全や耐震化等について次のような対策に取り組んでいます。

（１）建築物の適正な維持保全

建築基準法第１２条に基づく建築物・設備の定期報告制度の充実及び防災立入調査により、百貨店、ホテル、病院、学校など不特定多数の人が利用する施設の防災対策の推進に努めています。

（２）住宅・建築物の耐震化促進

千葉県耐震改修促進計画に基づき、市町村や建築関連団体と連携し、住宅・建築物の耐震化促進に取り組んでいます。

ア　わが家の耐震相談会

住宅の耐震化の必要性について、県民の皆さまにご理解いただき、耐震診断及び耐震改修の実施を促すため、建築士による無料相談会を開催しています。

イ　既存建築物耐震診断・耐震改修講習会

主に建築士等の建築技術者を対象として、耐震診断及び耐震改修に係る技術の普及を目的とした無料ＷＥＢ講習会を開催しています。

講習会の修了者を記載した名簿は、市町村の建築行政担当課等で閲覧に供するとともに、県のホームページで情報提供しています。

ウ　住宅・建築物の耐震化サポート事業

住宅・建築物の耐震化促進に取り組む市町村に対し、補助事業による支援を行っています。

（３）被災建築物応急危険度判定体制の整備

地震発生後の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の判定を行う応急危険度判定士の認定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成を行っています。

また、市町村が行う応急危険度判定の実施体制や、県及び建築関係機関等が行う支援体制を整備するとともに、大規模な地震が発生した場合を想定した訓練等を実施しています。

高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する取組

高齢者、障害者等が安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる社会を目指すことを目的とした、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「千葉県福祉のまちづくり条例」が施行されています。県では、これらの法律や条例に基づき、具体的な整備基準を示して建築物の整備を誘導しています。



車椅子使用者やオストメイト、子ども連れ等、多様な方が利用できる多機能トイレの例



多様な方に配慮し、高さの異なるカウンターを設けた受付、及び受付までの誘導用床材の例

良好なまちづくりのための誘導

良好なまちづくりを行うため、建築協定、地区計画の活用の推進に努めています。

建築協定は住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進することを目的とし、地域住民の合意により、自主的な基準を定めることを認めた制度です。まちづくり手法として地区計画制度とともに良好な環境のまちづくりに成果を挙げています。



ヴェレーナガーデン千葉ニュータウン中央（印西市）

良質な建築物の普及・啓発

本県の建築文化や居住環境に対する県民意識の高揚とうるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりの推進を目的に、まちなみや周辺の景観との調和、安全で快適な建築空間の創出等において先導的で、質の高い優れた建築物を「千葉県建築文化賞」として表彰しています。

この「千葉県建築文化賞」は平成６年度に創設され、これまでに２６７作品を表彰しています。

第３２回（令和７年度）最優秀賞





＜住宅の部＞仲井町の家（松戸市）